

(案)

諮問第 53 号の答申
日本標準産業分類の変更について

本委員会は、日本標準産業分類の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 変更の適否

日本標準産業分類については、以下の理由を踏まえ、別紙 1 のとおりとすることが適当である。

2 理由

(1) 「一般原則」の統計基準であることの明確化

総務省は、これまで分類項目と一体的に定めてきたものの統計基準に含めて公示していなかった「一般原則」についても、改めて統計基準として明確化することとしている。

「一般原則」は、「産業の定義」、「事業所の定義」等、日本標準産業分類の基本的な原則が記載されているもので、これを基に各種の統計調査の設計が為されている。よって、統計基準の定義を定める統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項「公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準」に該当することから、統計基準に含めることが適当である。

(2) 分類項目の変更

総務省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、統計基準の見直しは、設定後「おおむね 5 年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」とされており、前回改定（平成 19 年）から 5 年が経過したことから、新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化等を踏まえ、以下の変更を行うこととしている。

なお、これらについては、個別の審議に先立ち、分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方（別紙 2）について各委員・専門委員の合意を得た上で、それに沿って審議を行い、結論を得たものである。

ア 分類項目の新設（小分類1、細分類5）

幼保連携型認定こども園（小分類及び細分類）

平成24年8月の「子ども・子育て関連三法」の成立・公布により、現行の認定こども園制度が改善され、学校及び児童福祉施設の法的位置付けを持つ単一の認可施設として、新しい「幼保連携型認定こども園」が制度化されることに伴い、「大分類O-教育,学習支援業」、「中分類81 学校教育」の下に「小分類819 幼保連携型認定こども園」及び「細分類8191 幼保連携型認定こども園」を新設することとしている。

これについては、新たな制度として幼稚園（「大分類O-教育,学習支援業」に属する小分類）と保育所（「大分類P-医療,福祉」に属する細分類）の機能を併せ持ち、かつどちらが主業であるかの識別が困難であることから、新たな分類項目を設ける必要がある。また、「大分類O-教育,学習支援業」に位置付けることについては、小学校、中学校等の並びと同様の小分類となり、子どもが小学校、中学校と教育を受けていく連続性の中に位置付けることができること、「大分類P-医療,福祉」に位置付け、「保育所」と同列の並びとした場合には細分類となり小分類に比べ、より統計調査の結果が得にくくなることからいずれも適当である。

市場調査・世論調査・社会調査業（細分類）

市場・世論・社会に関する情報の調査・分析を行う事業所は、現在「大分類G-情報通信業」、「中分類39 情報サービス業」、「小分類392 情報処理・提供サービス業」の下に「細分類3929 その他の情報処理・提供サービス業」の中に含まれているが、これを同小分類の下に「細分類3923 市場調査・世論調査・社会調査業」として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、事業所の経済活動として明確に区分できること、国際標準産業分類（ISIC）でも対応する分類項目があり、国際比較可能性も向上することなどから、適当である。

リラクゼーション業（手技を用いるもの）（細分類）

手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所は、現在は主に「大分類N-生活関連サービス業,娯楽業」、「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「小分類789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下に「細分類7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」の中に含まれていると考えられるが、これを同小分類の下に「細分類7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）」として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、「手技を用いるもの」に限定することにより事業所の経済活動として明確に区分できること、ヘルスケア産業の振興や消費者保護政策立案等、今後の政策の展開においてヘルスケア産業を構成する一つの産業として統計調査の結果を把握する

必要が見込まれることなどから、適当である。

ネイルサービス業（細分類）

ネイル化粧品を用いてネイルケア、ネイルアートなどを手及び足の爪に施す事業所は、現在は「大分類N-生活関連サービス業, 娯楽業」、「中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「細分類 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」の中に含まれているが、これを同小分類の下の「細分類 7894 ネイルサービス業」として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、ネイルサービスに対する消費者の認知は確実に定着しており、ネイルサービス業振興と併せ消費者保護政策立案等、今後の政策の展開において統計調査の結果を把握することが必要であることなどから、適当である。

コールセンター業（細分類）

電話等により顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所は、現在「大分類R-サービス業(他に分類されないもの)」、「中分類 92 その他の事業サービス業」、「小分類 929 他に分類されない事業サービス業」、「細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に含まれているが、これを同小分類の「細分類 9294 コールセンター業」として新設することとしている。

これについては、コールセンター業は、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、事業所としての経済活動も明確に区分することができること、雇用対策のための企業誘致の施策等、今後の政策の展開において統計調査の結果を把握することが必要であること、国際標準産業分類でも対応する分類項目があり国際比較可能性も向上することなどから、適当である。

イ 分類項目の移動（細分類の小分類間の移動1）

現在、「大分類E-製造業」、「中分類 12 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「小分類 121 製材業, 木製品製造業」にある「細分類 1213 床板製造業」を、「小分類 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」へ移動し、「細分類 1228 床板製造業」とすることとしている。

これについては、現在国内で生産されている床板の95%が、複合フローリングであり、「製材」のグループよりも「造作材」のグループの方が、実態をより反映するものと考えられることから、適当である。

ウ 分類項目名の変更（小分類2、細分類5）

分類項目名について、以下のような変更を行うこととしている。

変更後	変更前
(「大分類 E 製造業、中分類 24 金属製品製造業」中) 小分類 243 <u>暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業</u>	(「大分類 E 製造業、中分類 24 金属製品製造業」中) 小分類 243 <u>暖房装置・配管工事用附属品製造業</u>
(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業」中) 小分類 652 <u>商品先物取引業、商品投資顧問業</u>	(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業」中) 小分類 652 <u>商品先物取引業、商品投資業</u>
(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資顧問業」中) 細分類 6521 <u>商品先物取引業</u>	(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資業」中) 細分類 6521 <u>国内市場商品先物取引業</u>
(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資顧問業」中) 細分類 6522 <u>商品投資顧問業</u>	(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資業」中) 細分類 6522 <u>商品投資業</u>
(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資顧問業」中) 細分類 6529 <u>その他の商品先物取引業、商品投資顧問業</u>	(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資業」中) 細分類 6529 <u>その他の商品先物取引業、商品投資業</u>
(「大分類 M 宿泊業、飲食サービス業、中分類 76 飲食店、小分類 769 その他の飲食店」中) 細分類 7699 <u>他に分類されない飲食店</u>	(「大分類 M 宿泊業、飲食サービス業、中分類 76 飲食店、小分類 769 その他の飲食店」中) 細分類 7699 <u>他に分類されないその他の飲食店</u>
(「大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類 79 その他の生活関連サービス業、小分類 799 他に分類されない生活関連サービス業」中) 細分類 7993 <u>写真プリント、現像・焼付業</u>	(「大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類 79 その他の生活関連サービス業、小分類 799 他に分類されない生活関連サービス業」中) 細分類 7993 <u>写真現像・焼付業</u>

これらについては、産業に係る制度の変更や活動内容をより適確に名称へ反映させたものであることから、適当である。

(3) 前回（第 12 回改定）統計審議会答申における指摘事項への対応

総務省は、前回（第 12 回改定）統計審議会答申において指摘された事項への対応については、以下のとおりとしている。

前回答申文の指摘事項	対 応
<p>大分類「農業,林業」について(統合・新設) 農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じることが必要である。</p>	<p>平成 22 年国勢調査の産業大分類結果において、「A 農業,林業」の結果と併せて「うち農業」の結果も表章。</p>
<p>大分類「鉱業,採石業,砂利採取業」について(名称変更) 大分類「鉱業,採石業,砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。</p>	<p>事業活動の類似性を考慮した他の大分類との統合可能性、国際比較の観点、事業規模としての将来的な展望の有無等も含めて、総合的にそのあり方を検討した結果、大分類「鉱業,採石業,砂利採取業」は存続させることとする。</p>
<p>大分類「不動産業,物品賃貸業」について(統合・新設) 「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多くの統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点からの配慮を行うことが望まれる。</p>	<p>「不動産業」を継続して把握できる統計調査としては、財務省の法人企業統計調査、総務省の労働力調査、経済センサス-基礎調査などがあり、継続性確保の観点から統計調査実施府省において配慮がなされている。</p>
<p>中分類「無店舗小売業」について(新設) 新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。 中分類に共通して設けた小分類「管理,補助的経済活動を行う事業所」について(新設) 今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。</p>	<p>統計調査の実査上の問題点について、平成 21 年経済センサス-基礎調査の実査及び産業格付事務等を検証した結果、一定の事業所が捕捉されており、産業格付け上も特に問題は見当たらなかった。</p>

これらについては、おおむね適当であるが「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証については、「3 今後の課題」に記すとおりである。

(4) その他

総務省は、今回の改定案には含まれていないが検討を行ったもののうち「調剤薬局」の属すべき大分類の変更、「レッカー車業」の細分類の新設について、諮問の妥当性や今後の検討作業の課題についての意見を求めている。

これらについては、次のとおりである。

ア 「調剤薬局」については、日本標準産業分類は業法による分類ではなく、医薬品の販売という経済活動に着目して小売業としていること、国際比較の観点からも国

際標準産業分類や諸外国の産業分類は小売業に位置付けていることから、大分類の変更を行わないことは適当である。ただし、「薬局」とは「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所」と法令で定義されており、処方せんに基づく調剤を行っている多くの薬局からは、法令に基づく名称でない「調剤薬局」という分類項目名は不適切であるとの指摘があることから、「調剤薬局」という分類項目名について、今後、統計調査の実施上の観点も踏まえ検討を行う必要がある。

イ 「レッカー車業」については、その実態把握が十分できていないことから、今後、関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の適否を検討することは、適当である。なお、その際には、国際比較の観点から、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要がある。

3 今後の課題

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月閣議決定）における「公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね 5 年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」に基づき今回、日本標準産業分類の変更について検討を行い、必要な変更を行うこととしたが、今後においてもその趣旨を踏まえ、適時適切に見直しの検討を行う必要がある。その際には、分類項目や一般原則について、今回の変更では活用できなかった経済センサス-活動調査の結果や実施状況等を十分活用するとともに、国際比較性をより向上させる観点からの検討を行う必要がある。

また、特に以下の事項について今後検討する必要がある。

(1) 一般原則について

「第 3 項 分類の基準」において 3 つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較しその妥当性を検討する。

(2) 「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」について

前記「2(3)前回(第 12 回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応」において、「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証を「平成 21 年経済センサス-基礎調査」を用いて行っているが、今後引き続き、販売額や経理事項を調査事項としている「平成 24 年経済センサス-活動調査」においても問題点の把握・検証を行う必要がある。

なお、「無店舗小売業」については、現在は「店舗を持たない小売業」としているため、インターネットによる通信販売が売上げの大宗を占めていても、店舗があれば「無店舗小売業」とならないことについて、今後増加するとみられるこれらの活動の実態をより正確に把握する観点から見直す必要がないかを検討する。

日本標準産業分類（第 13 回改定案）

第 1 章 一般原則

第 1 項 産 業 の 定 義

この産業分類における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

第 2 項 事 業 所 の 定 義

この産業分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

(1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

(2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれるものである。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうか不明な場合は、売上台帳、賃金台帳など経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様のものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

(1) 経済活動の行われる場所が一定せず、他に特定の事業所を持たない行商や個人タクシーなどの場合は、本人の住居を事業所とする。

(2) 住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者などの場合は、本人の住居を事業所とする。

(3) いずれの事業所にも属さず、住居でテレワークなどに従事する場合は、本人の住居を事業所とする。

(4) 日々従業員が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所などは、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。

(5) 農地、山林、海面などで行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。

なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場などを有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

(6) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営などで事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。

(7) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関（保線区、機関区など）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区などの機関で駅長、区長などの管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。

(8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法の規定による学校とする。）。

なお、教育以外の事業を営んでいる经营主体が、同じ場所に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

(9) 国、地方公共団体については、一構内であっても法令、条例により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。

また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業については、それぞれの機関ごとに一事業所とする。

(10) そのほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違の生じることがある。

例えば、住居の一部で仕事が行われているときは、次のように取り扱う場合がある。

ア．そこにすべて事業所があるものとする。

イ．事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯に限って事業所があるものとする。

ウ．雇用者のある場合に限り事業所があるものとする。

エ．看板類似の社会的標識のある場所に限り事業所があるものとする。

また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。

第3項 分類の基準

この産業分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果を産業

別に表章するために用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。

(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途，機能など）

(2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備，技術など）

(3) 原材料の種類及び性質，サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類

なお，分類項目の設定に当たっては，事業所の数，従業者の数，生産額又は販売額等も考慮した。

第4項 分類の構成

この産業分類は，大分類，中分類，小分類及び細分類から成る4段階構成であり，その構成（第13回改定）は，大分類20，中分類99，小分類530，細分類1,460となっている。

大分類	中分類	小分類	細分類
A 農業，林業	2	11	33
B 漁業	2	6	21
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1	7	32
D 建設業	3	23	55
E 製造業	24	177	595
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17
G 情報通信業	5	20	45
H 運輸業，郵便業	8	33	62
I 卸売業，小売業	12	61	202
J 金融業，保険業	6	24	72
K 不動産業，物品賃貸業	3	15	28
L 学術研究，専門・技術サービス業	4	23	42
M 宿泊業，飲食サービス業	3	17	29
N 生活関連サービス業，娯楽業	3	23	69
O 教育，学習支援業	2	16	35
P 医療，福祉	3	18	41
Q 複合サービス事業	2	6	10
R サービス業（他に分類されないもの）	9	34	66
S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5	5
T 分類不能の産業	1	1	1
（計） 20	99	530	1,460

この産業分類の分類符号は，大分類項目がアルファベット，中分類項目が2けた，小分類項目が3けた，細分類項目が4けたの数字で示されている。

第5項 分類の適用単位

この産業分類を適用する単位は，一事業所ごとである。

なお，個人に本分類を適用する場合は，個人の属する事業所を単位とする。また，事業所及び個人以外，例えば企業等に適用する場合は，事業所の場合に準じて行うものとする。

第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法

この産業分類により事業所の産業を決定する場合は，事業所で行われている経済活動による。

この産業分類における経済活動とは，生産又は販売する財，自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお，その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては，一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は，その経済活動によって決定するが，複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は，主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは，これら複数項目のうち，生産される財，取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし，個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり，このような場合には，付加価値を代理する指標として，生産される財の産出額，取り扱われる商品の販売額又は提供されるサービスからの収入額等，あるいは，それらの活動に要した従業者数等を用いることとし，産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。（注）

なお，個人経営の農林漁業に対する販売又は貸加工サービスの提供は，一般消費者世帯に対するものと同様に取り扱うものとする。

また，事業転換，休業中及び設立準備中などの事業所の産業は，次のように取り扱う。

- (1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については，原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし，転換が一時的であって，設備などからみて転換前の事業に復帰することが可能であれば，転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。
- (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は，調査期日に行う事業とは関係なく，1年間を通じての主要な経済活動とする。
- (3) 休業中又は清算中の事業所の産業は，休業又は清算に入る前の経済活動によって決定される。
- (4) 設立準備中の事業所は，開始する経済活動によって決定される。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社などの産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。

(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L - 学術研究，専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282）」に分類する。

(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。

（注）事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も多いものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も多いものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。

第7項 公務の範囲

この産業分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず、同一の経

済活動は同一項目に分類される。したがって、産業分類の公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。

第2章 分類項目表

大分類項目表

- 大分類 A 農業, 林業
- 大分類 B 漁業
- 大分類 C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 大分類 D 建設業
- 大分類 E 製造業
- 大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業
- 大分類 G 情報通信業
- 大分類 H 運輸業, 郵便業
- 大分類 I 卸売業, 小売業
- 大分類 J 金融業, 保険業
- 大分類 K 不動産業, 物品賃貸業
- 大分類 L 学術研究, 専門・技術サービス業
- 大分類 M 宿泊業, 飲食サービス業
- 大分類 N 生活関連サービス業, 娯楽業
- 大分類 O 教育, 学習支援業
- 大分類 P 医療, 福祉
- 大分類 Q 複合サービス事業
- 大分類 R サービス業(他に分類されないもの)
- 大分類 S 公務(他に分類されるものを除く)
- 大分類 T 分類不能の産業

大・中・小・細分類項目表

大分類 A - 農業, 林業

中分類01 農業

小・細

分類番号

- 010 管理, 補助的経済活動を行う事業所(01 農業)
 - 0100 主として管理事務を行う本社等
 - 0109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 011 耕種農業
 - 0111 米作農業
 - 0112 米作以外の穀作農業
 - 0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)
 - 0114 果樹作農業
 - 0115 花き作農業
 - 0116 工芸農作物農業
 - 0117 ばれいしょ・かんしょ作農業
 - 0119 その他の耕種農業
- 012 畜産農業
 - 0121 酪農業
 - 0122 肉用牛生産業
 - 0123 養豚業
 - 0124 養鶏業
 - 0125 畜産類似業
 - 0126 養蚕農業
 - 0129 その他の畜産農業
- 013 農業サービス業(園芸サービス業を除く)
 - 0131 穀作サービス業
 - 0132 野菜作・果樹作サービス業
 - 0133 穀作, 野菜作・果樹作以外の耕種サービス業
 - 0134 畜産サービス業(獣医業を除く)

(以下略)

日本標準産業分類における小・細分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方

政府内における日本標準産業分類の小・細分類項目の新設、廃止等の検討に当たっては、従来から直近上位の分類の1割以上といういわゆる「量的基準」に加え、産業構造の変化、統計上の必要性、国際分類との比較可能性等についてデータや意見を集め総合的に勘案してきたが、今般の検討に当たり、この総合勘案も加味して視点を整理し、基本的な考え方とした。

1 客観的・数量的な視点

検討の対象となる産業の事業所数、従業者数、生産額等が直近上位の分類に対して一割以上の規模を有していること（いわゆる量的基準）。

2 産業分類において勘案が必要な1以外の視点

- (1) 国内産業の全体の中で一定のプレゼンスが認められること。
- (2) 統計調査上の有用性の観点から、調査実施者、報告者が把握できるような明確に区分された産業形態であること。
- (3) 国内産業の相互の連関の把握に役立たせる観点から、他の産業との関連に特徴を有していること。
- (4) 産業政策上、新規産業に係る統計を作成する必要がある等のニーズがあること。
- (5) 国際比較可能性があること。
- (6) 統計の連続性の観点から、過去との接続に問題がないこと、及び将来的にも安定した産業規模であること。